

見附市告示第157号

見附市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

見附市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱

見附市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成28年見附市告示第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、住民基本台帳カード」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年12月29日から施行する。